

## 対象標準: 研究用原子炉の廃止措置に関する基本的考え方(案)

|  |
|--|
| No.1   |
| (氏名) 吉田 敏雄 様   |
| (ご意見)<br>〔箇所〕 11頁下から18行目, 解説編 3. 廃止措置 規制上の管理の解除について”「原子炉のすべての運転を廃止したとき」とは, 当該事業所の許可の対象となる全原子炉の運転を廃止したときである。”とあるが, この”全原子炉の運転を廃止”は”個々の原子炉の運転を廃止”とするべきである。 |
| 〔理由〕 ”炉規法にある「当該許可にかかる原子炉のすべての運転を廃止し」とは当該許可にかかる全ての原子炉の運転ではない”という文部科学省原子力規制室としての現在の解釈による。  |
| (回答)<br>文部科学省原子力規制室の解釈に従い, ”全原子炉の運転を廃止”を”個々の原子炉の運転を廃止”とします。  |

|  |
|--|
| No.2   |
| (氏名) 吉田 敏雄 様   |
| (ご意見)<br>〔箇所〕 11頁下から3行目, 解説編 3. 廃止措置 規制上の管理の解除について<br>”・・・と, 炉規法から障防法 (放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律, 昭和32年, 法律第167号) の下の放射性物質の管理へ移行可能なものと”とあるが, ここでの障防法の記載は不適切である。  |
| 〔理由〕 現実的に見て”障防法”への移行の可能性がない。   |
| (対応)<br>本標準は現行の法規制に基づいて作成することとしているのに対し, 現実的に見て”炉規法”から”障防法”への移行の可能性がないとのご指摘です。当該箇所では, 現行の法規制に基づきながら合理的な考えの下に規制上の管理が解除される区分を明確にする必要があるとしたものです。当該箇所を含む段落を” <u>今後は規制上の管理の合理的な解除に資するために, 例えば, 原子炉本体が原子炉としての機能を果たさなくなった時点でその潜在リスクは大きく低下するため, 炉規法の下で維持管理すべきものと炉規法の下での管理が解除されるものとの区分を明確にすることを考える必要がある。</u> ” (下線部変更箇所) とします。 |